

議案第 32 号

総合体育館条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 11 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

総合体育館の利用料金について、平成 18 年度の料金改定以降、消費税率の改定や燃料費等物価高騰があったものの利用料金を据え置いてきましたが、令和 7 年度より実施する大規模改修工事等運営に係る経費が増大することから、受益者負担の適正化を図るべく利用料金を見直すため、この条例案を提出するものです。

総合体育館条例の一部を改正する条例

総合体育館条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表（第17条関係） 体育館利用料金 1 団体利用料金 (単位：円)									別表（第17条関係） 体育館利用料金 1 団体利用料金 (単位：円)								
使用時間 使用区分		午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B	全日	使用時間 使用区分		午前A	午前B	午後A	午後B	夜間A	夜間B	全日
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時				午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時	
メインアリーナ	全面	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>10,800</u>	<u>10,800</u>	<u>50,400</u>	メインアリーナ	全面	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>32,400</u>
	2 / 3 面	<u>4,800</u>	<u>4,800</u>	<u>4,800</u>	<u>4,800</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>33,600</u>		2 / 3 面	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>21,600</u>
	1 / 2 面	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>5,400</u>	<u>5,400</u>	<u>25,200</u>		1 / 2 面	<u>2,700</u>	<u>2,700</u>	<u>2,700</u>	<u>2,700</u>	<u>2,700</u>	<u>2,700</u>	<u>16,200</u>
	1 / 3 面	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>	<u>2,400</u>	<u>3,600</u>	<u>3,600</u>	<u>16,800</u>		1 / 3 面	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>10,800</u>

サブアリーナ	全面	3,000	3,000	3,000	3,000	4,500	4,500	21,000
アリーナ	1 / 2	1,500	1,500	1,500	1,500	2,250	2,250	10,500
	面							
(以下略)								

備考

1 (略)

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるメインアリーナ及びサブアリーナの利用料金は、基本となる利用料金の額にその2割に相当する額を加算して得た額とする。

3から5まで (略)

2 個人利用料金

(1) 普通券

(単位：円)

区分	メイン・サブアリーナ	トレーニング室	プール	プール・トレーニング室共用
	1種目1回	1回	1回	1回
一般（高校生以上）	400	600	600	800
小・中学生	200	—	300	—
障害者・高齢者	200	300	300	—

サブアリーナ	全面	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	16,200
アリーナ	1 / 2	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	8,100
	面							
(以下略)								

備考

1 (略)

[新設]

2から4まで (略)

2 個人利用料金

(1) 普通券

(単位：円)

区分	メイン・サブアリーナ	トレーニング室	プール	プール・トレーニング室共用
	1種目1回	1回	1回	1回
一般（高校生以上）	300	500	500	700
小・中学生	150	—	200	—
障害者・高齢者	150	200	200	—

(2) (略)

(3) 定期利用料金

区分	トレーニング室	プール	プール・トレーニング室共用
	月額	月額	月額
一般（高校生以上）	6,000	6,000	8,000
小・中学生	—	3,000	—
障害者・高齢者	3,000	3,000	—

備考

1 (略)

2 (1) 普通券及び(3) 定期利用料金について、利用者の住所が本町外にあるときの利用料金は、基本となる利用料金の額にその2割に相当する額を加算して得た額とする。ただし、本町内に在学または在勤している利用者については、この限りでない。

3 1回とは、午前9時から午後9時までを単位とする。ただし、指定管理者は、使用状況を考慮して、時間を制限することができる。

4 前項の規定にかかわらず、メイン・サブアリーナについては、団体利用料金表の使用時間の区分の1区分を1回とする。

5から6まで (略)

(2) (略)

(3) 定期利用料金

区分	トレーニング室	プール	プール・トレーニング室共用
	月額	月額	月額
一般（高校生以上）	5,000	5,000	7,000
小・中学生	—	2,000	—
障害者・高齢者	2,000	2,000	—

備考

1 (略)

[新設]

2 1回とは、「午前」・「午後」・「夜間」の使用時間区分をいう。

3 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいう。

4から5まで (略)

<p>〔削る〕</p> <p>7 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>6 小・中学生の定期利用料金は、「月額」を「小・中学校管理規則（昭和32年教委規則第1号）第2条第1項第2号アに規定する夏季休業日の期間（7月21日～8月31日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の総合体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。